　　　地方裁判所　　支部　令和　　年（再　）第　　　　号

令和　　年　　月　　日

再生債務者代理人

第１　再生債権に対する権利の変更

　再生債権の元本のうち，　　パーセントを後記第２の弁済方法のとおり弁済し（弁済期日ごとに生ずる１円未満の端数は切り捨てる），残元本および利息・損害金の全額について免除を受ける。

第２　再生債権に対する弁済方法

　再生債務者は，各再生債権者に対し，第１の権利の変更後の再生債権について，次のとおり分割弁済をする。

（分割弁済の方法）

再生計画認可決定の確定した日の属する月の翌月から

□　　　　年　　　か月間は，毎月　　　日限り，　　　パーセントの割合による金員（月月賦・合計　　　回）

□　毎年　　　　　　　　　　　　の　　　日限り，　　　パーセントの割合による金員（合計　　　回）

□　その他

第３　住宅資金特別条項

　別紙物件目録記載の住宅および住宅の敷地に設定されている別紙抵当権目録記載の抵当権の被担保債権である住宅資金貸付債権については，以下のとおり住宅資金特別条項を定める。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名または名称 | 住宅資金特別条項 | 住宅および敷地 | 抵当権 |
| １ | 別紙  記載のとおり | 物件目録  番の物件 | 抵当権  目録　番 |
| ２ | 別紙  記載のとおり | 物件目録  番の物件 | 抵当権  目録　番 |
| ３ | 別紙  記載のとおり | 物件目録  番の物件 | 抵当権  目録　番 |

□　上記の住宅資金特別条項を定めることについて，これらの条項により権利の変更を受けることとなる各債権者は同意している（同意書添付）。

第４　共益債権および一般優先債権の弁済方法

　共益債権および一般優先債権は，随時支払う。

以　上

別紙〇（民事再生法199条〇項）

債権者（氏名または名称）　〇　　〇　　銀　行　についての住宅資金特別条項

１　対象となる住宅資金貸付債権

　　　年　　月　　日付　　　約定書（以下原契約書という。）に基づき，上記債権者が再生債務者に対して有する貸金債権

□　上記債権者は，この再生計画を認可する決定が確定した場合には，これまでにあった保証会社の保証債務の履行がなかったものとみなされ，上記の住宅資金貸付債権を有することとなる。

２　条項の内容

　上記１の住宅資金貸付債権の弁済については，再生計画認可の決定の確定した日から，以下のとおりとする。

(１)　再生計画認可の決定の確定の時までに弁済期が到来する元本に関する条項

□　　　年　　月の期間は毎月　　日限り元本額の　　パーセントに相当する金員（月賦分・合計　　回）□に約定利率による利息を付した金額を弁済する。

□　上記に加え，毎　　月　　日及び　　月　　日限り元本額の　　パーセントに相当する金員（半年賦分・合計　　回）を弁済する。

□　下記(３)に加算し，(３)に従って弁済する。

(２)　再生計画認可の決定の確定の時までに生ずる利息・損害金に関する条項

□　　　年　　月の期間は毎月　　日限り総額の　　　パーセントに相当する金員（月賦分・合計　　回）を弁済する。

□　上記に加え，毎　　月　　日及び　　月　　日限り総額の　　パーセントに相当する金員（半年賦分・合計　　回）を弁済する。

(３)　再生計画認可の決定の確定の時までに弁済期が到来しない元本およびこれに対する約定利率による利息に関する条項

（199条２項　元本一部猶予がない通常パターン）

□　　　年　　月の期間は毎月　　日限り，元本総額の　　パーセントに相当する部分に，約定利率による利息を付して元利均等方式により計算した金額（月賦分・計　　回）を弁済する。

□　上記に加え，毎　　月　　日および　　月　　日限り，元本総額の　　パーセントに相当する部分に，約定利率を付して元利均等方式により計算した金額（半年賦分・合計　　回）を弁済する。

（199条３項　元本一部返済猶予パターン）

□　　　年　　月の期間（元本返済猶予期間という）は毎月　　日限り

□　元本　　　円および約定利率による利息

□　元本および約定利率による利息の合計額　　　円

　（月賦分・計　　回）を弁済する。元本猶予期間満了後の　　年　　月の期間は毎月　　日限り，元本猶予期間満了時点の元本総額の　　パーセントに相当する部分に，約定利率による利息を付して元利均等方式により計算した金額（月賦分・計　　回）を弁済する。

□　上記に加え，元本返済猶予期間は毎　　月　　日および　　月　　日限り

□　元本　　円（および約定利率による利息）・

□　元本および約定利率による利息の合計額　　　円

　（半年賦分・計　　回）を弁済する。元本猶予期間満了後の　　年　　月の期間は，毎　　月　　日および　　月　　日限り，元本猶予期間満了時点の元本総額の　　　パーセントに相当する部分に，約定利率　　　を付して元利均等方式により計算した金額（半年賦分・合計　　回）を弁済する。

(４)　弁済額の算定にあたり端数等の調整の必要が生じた場合には

□　初回弁済額

□　最終弁済額

□

にて調整するものとする。

(５)　□　融資期間

□　下記の変更条項

□　別紙の変更条項

を除く他は原契約書の各条項に従うものとする。

　なお，　　年　　月　　日現在で仮に算出した本計画案に基づく返済計画案は別紙のとおりである。（具体的な弁済額を債権者に明らかにするため，特別条項作成時点で，仮に算出した毎回の分割弁済額を記載した予定表を添付する）

以上

物件目録

１　住　宅

所　　在　　〇〇市〇〇町〇〇〇番地〇

家屋番号　　〇〇〇番〇

種　　類　　居　宅

構　　造　　木造瓦葺平家建

　　〇〇．〇〇平方メートル　（所有者　甲【再生債務者】）

２　住宅の敷地

所　　在　　〇〇市〇〇町

地　　番　　〇〇〇番〇

地　　目　　宅　　地

地　　積　　〇〇〇．〇〇平方メートル　（所有者　乙【物上保証人】）

抵当権目録

１　債権者株式会社〇〇〇〇が有する抵当権

　令和〇〇年〇〇月〇〇日付け金銭消費貸借契約により同日設定した抵当権

登記簿上の債権額　〇〇〇〇万円

利　息　年〇．〇〇パーセント（ただし・・・・・・・・による。）

損害金　年〇〇．〇パーセント（年365日日割計算による。）

債務者

登　記　〇〇地方法務局〇〇出張所　令和〇年〇月〇〇日受付第〇〇〇〇号

２　株式会社〇〇銀行の有することとなる抵当権

　令和〇年〇〇月〇〇日金銭消費貸借契約により同日設定した抵当権

登記簿上の債権額　〇〇〇〇万円

利　息　年〇．〇〇パーセント（年365日の日割計算による。）

損害金　年〇〇．〇パーセント（年365日の日割計算による。）

債務者

登　記　〇〇地方法務局〇〇出張所　令和〇年〇月〇〇日受付第〇〇〇〇号

（現在の抵当権者　〇　〇　　信用保証株式会社）